

答 申 第 2 8 6 号

平成20年9月30日

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年2月8日付け安農第5385号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第381号

平成20年1月5日付けで異議申立人から提起された、平成20年1月4日付け安農第5296号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成20年1月4日付け安農第5296号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 安全農業推進課農業活性化推進室〇〇室長が「事業に対して交付しているので、不適切な交付ではない。」とH19.12.4 13:10頃 Tel で言っていたので、事業に対して交付するとした行政文書が対象であり存在する。
- (2) 平成20年2月25日付鋸監4号の住民監査請求の結果によれば、「不適正なものを是正」とあることから、放置していたら補助金適化法に違反することを承知して情を通じた者となる。
- (3) 千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む。）の推進事業分についての返還は未だにされていない。推進事業関係の鋸南町の公文書には、不自然で、虚偽公文書と言えるものがありながら、県職員は未だに返還させていない。返還させていないことを隠ぺいするために、違法な公金の支出がなかったことにしている県職員は、情を通じた者として同法の違反者となるのを承知して開示請求に対するおかしな処分を続けている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成19年12月4日付けで、「平成18年度に国からの通知で交付対象外の土地への千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）が不適切な交付でないとH19.12.4 13:10頃 tel での〇〇室長の見解の根拠についてわかる一切の書類」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、開示請求に係る行政文書を保有していない（請求に係る行政文書を作成又は收受していない）ことを理由に本件決定を行った。

2 本件決定を行った理由について

(1) 不開示決定の理由について

異議申立人から、〇〇室長が「不適切な交付ではないとH19.12.4 13:10頃 tel で見解を示した」として開示請求があったが、〇〇室長はこのような見解を異議申立人に対して

示していないことから、異議申立人の言う、不適切な交付でないとする根拠についてわかる書類は存在しない。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立人は、〇〇室長が「不適切な交付ではない。」との見解を示した根拠として、「事業に対して交付しているので不適切な交付ではない。」と言ったと主張するが、〇〇室長は「事業に対して交付している。」とも「不適切な交付ではない。」とも言っていないことから、異議申立人の主張は事実と反する。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成20年1月5日付けで本件決定の取消しを求め異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

(1) 本件請求の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載から、異議申立人は、平成19年12月4日13時10分頃の電話（以下「本件電話」という。）における〇〇室長の発言（「千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）が不適切な交付でない」）の根拠となる行政文書の開示を求めているものと認められる。

(2) 一方実施機関は、異議申立人が主張する内容の発言はなかったことから、発言の根拠となる行政文書は存在しないと主張するものである。

(3) 当審査会において、実施機関において本件電話の直後に作成されたと思われる電話対応事項（報告）を検分したところ、本件電話の内容は、異議申立人に対する実施機関の行政文書開示請求書の記載表現についての相談、補正を求めた理由の説明及び実施機関が保有する行政文書の件名等を例示する情報提供であった旨記録されていた。

(4) 上記のことから、本件電話は、行政文書開示請求書の記載表現に係る相談等であったと思慮されることから、異議申立人があったと主張する内容の発言の事実が確認されなかったとしても、不自然、不合理なものとは認められない。

(5) なお、上記(1)で判断したとおり、本件請求において異議申立人は、本件電話における〇〇室長の発言の根拠となる行政文書の開示を求めていると認められるものである。

しかし、仮に請求の趣旨を、千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む。）が不適切な交付でない（適切な交付である）根拠を求めるものであると解したとしても、千葉県中山間地域等直接支払交付金に関する一切の書類や同交付金の返還に関する一切の書類等について、異議申立人は既に実施機関から開示決定等を受けているものであり、請求の趣旨をその旨解さなかったとしても、異議申立人に特段の不利益が生じると認めることはできない。

(6) よって、本件請求に係る行政文書は存在しないことを理由に不開示決定した実施機関の判断は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないため考慮しない。

4 結論

以上のとおり、実施機関の結論は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 2. 8	諮問書の受理
20. 3. 17	実施機関の理由説明書の受理
20. 3. 31	異議申立人の意見書の受理
20. 5. 23	審議 実施機関から不開示理由の聴取
20. 6. 20	審議
20. 7. 25	審議
20. 9. 19	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務 代理者

(五十音順：平成20年9月19日現在)